

日置市全国大会等出場等奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民のスポーツ活動、文化芸術活動等を奨励するため、これらの活動等に係る全国大会等に出場し、又は出品する個人又は団体に対する奨励金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象大会)

第2条 奨励金の交付の対象となる全国大会等（以下「交付対象大会等」という。）は、鹿児島県又は九州地区における予選会を経て選抜され、鹿児島県を代表して出場する大会等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全国大会（その競技等について、全国を統括する団体が主催し、参加対象地域が全国である大会等をいう。次条第1号において同じ。）
- (2) 九州大会（その競技等について、九州地区を統括する団体が主催し、参加対象地域が九州各県である大会等をいう。次条第2号において同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる交付対象大会等の区分に応じ、当該各号に定める個人又は団体とする。

- (1) 全国大会 次に掲げる個人又は団体
 - ア 日置市立学校設置条例（平成17年日置市条例第83号）に定める小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒、部活動団体等
 - イ 市内に住所を有する個人
 - ウ 主として市内で活動する団体で、その構成員に市内に住所を有する者を含むもの
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に認めるもの
- (2) 九州大会 前号アに掲げる個人又は団体
- (3) 市長が特に認める交付対象大会等 第1号アからエまでに掲げる個人又は団体

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表のとおりとする。

2 奨励金の同一会計年度内における同一人への交付は、個人又は団体の

別を問わず、前条各号に掲げる交付対象大会等の区分につき1回限りとする。

(申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、日置市全国大会等出場等奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、交付対象大会等の開催日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 予選会の結果を確認できる書類
- (2) 出場する交付対象大会等の要項及び出場登録を確認できる書類
- (3) 出場登録者の住所を確認できる名簿等(団体に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、その旨を日置市全国大会等出場等奨励金交付決定(申請却下)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 出場が予定されていた大会等に出場しなかったとき(体調不良、災害その他やむを得ない事情により出場できなかったときを除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でないと市長が認めるとき。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第8条 この告示に定める手続については、この告示の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。))と当該手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使

用する方法により行うことができる。

(電磁的記録による作成)

第9条 この告示の規定により作成することとされている書類等（書類その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
(日置市中学校各種九州・全国大会出場補助金交付要綱及び日置市高等学校運動部全国大会出場補助金交付要綱の廃止)
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 日置市中学校各種九州・全国大会出場補助金交付要綱（平成20年日置市教育委員会告示第8号）
 - (2) 日置市高等学校運動部全国大会出場補助金交付要綱（平成20年教育委員会告示第22号）(適用除外)
- 3 この告示の施行の際、既に出場し、又は出場を予定している交付対象大会等について前項各号に掲げる告示に基づく補助金又は別に定めるところにより奨励金等の交付を受けることが決定している者については、この告示の規定は、適用しない。

別表（第4条関係）

区分	大会区分	奨励金の額
個人	全国大会	15,000円
	九州大会	10,000円
団体	全国大会	団体に属する者のうち市内に住所を有する者の人数 (第3条第1号アに該当する団体にあつては、団体

	に属する者の人数) に15,000円を乗じて得た額 (その額が 200,000円を超えるときは、 200,000円)
九州大会	団体に属する者の人数に10,000円を乗じて得た額 (その額が 200,000円を超えるときは、 200,000円)

様式第1号（第5条関係）

日置市全国大会等出場等奨励金交付申請書

年 月 日

日置市長 様

申請者 所在地又は住所

団体名

代表者職・氏名

㊟

連絡先

下記のとおり全国大会等に出場等をしますので、奨励金を交付くださるよう関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たり、次に掲げる事項について同意します。

- (1) 日置市教育委員会が私（当団体に属する者）の住所について、公募の確認その他必要な調査を行うこと。
- (2) 交付決定された場合は、この書類を当該決定日を請求日とする請求書として市が取り扱うこと。

記

1 大会等名

2 出場競技等名

3 開催期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 開催場所

5 関係書類

- (1) 予選会の結果を確認できる書類
- (2) 出場する交付対象大会等の要項及び出場登録を確認できる書類
- (3) 出場登録者の住所を確認できる名簿等（団体に限る。）

6 振込先

金融機関名	銀行・金庫 信組・農協 漁協・信漁連 その他（ ）	本店・支店 本所・支所 出張所・本店営業部 その他（ ） ※ゆうちょ銀行の場合は、3桁の店番を記入
預金種別	普通・当座 その他（ ）	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

様式第2号（第6条関係）

日置市全国大会等出場等奨励金交付決定（申請却下）通知書

第 号
年 月 日

様

日置市長



年 月 日付けで申請のあった日置市全国大会等出場等奨励金の交付については、下記のとおり交付することに決定（下記の理由により申請を却下）しました。

記

- 1 大会等名
- 2 奨励金の額 金 円
- 3 （却下の場合）その理由